

提案・要望項目

新型コロナウイルス感染症対策項目

- I. 感染拡大防止策の強化
- II. 神戸経済への影響を踏まえた支援策の充実

重点項目

- I. 地方創生・権限移譲の推進 2
- II. まちの活力の創出 3
- III. 安全・安心なまちづくりの推進 6
- IV. 子育て・教育環境の充実
- V. 保健・福祉・医療の充実

その他項目

- I. まちの活力の創出
- II. 安全・安心なまちづくりの推進
- III. 教育環境・保健・福祉・医療の充実

重点項目 Ⅰ. 地方創生・権限移譲の推進

Ⅰ-1. 地方創生・権限移譲の推進

»企画県民部、健康福祉部、県土整備部

1) 地方創生効果拡大のための支援

○ ひょうご地域創生交付金に係る予算の拡充

- ・次世代産業の創出や雇用の促進など、地域創生のさらなる推進のため必要となる事業費に対して、県予算の復元・拡充を図ること

(参考) ひょうご地域創生交付金

- ・平成30年度に県が創設した交付金制度で、県下の市町村等が取り組む地域活性化事業に対して支援を行うもの
- ・令和3年度 県予算：25億円（令和2年度以前は40億円）※事業費ベース

2) 縣市協調の取組みの推進

○ 神戸2025ビジョン（地方版総合戦略）の具体的効果を高める縣市協調の取組みのさらなる推進

- ・少子高齢化の進展や急激な人口減少、東京一極集中の進行といった喫緊の課題を克服するため、縣市協調による先進的・先駆的な取組みをさらに推進すること

3) 事務・権限及び税財源の移譲

○ 県から市への事務・権限及び税財源の移譲

- ・基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、事務・権限・財源の移譲を進めること
- ・事務・権限の移譲にあたっては事務執行に必要な税財源の移譲や事務処理に必要なノウハウ・情報の提供を行うこと
- ・地域の実情に応じた創意工夫が生かせるよう、地方分権の推進を行うこと
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴う、薬局の機能に関する認定制度の創設にかかる事務の移譲に際しては、十分な協議を行うとともに、本市が実施する場合は必要な財政支援を行うこと
- ・二級河川の管理権限移譲に向け、継続的に協議を行うこと

1) 2) 企画調整局 政策調査課長 梅澤 章	078-322-6963
2) 3) 企画調整局 大都市連携担当課長 高島 和也	078-322-6676
3) 健康局 保健所 医務薬務課長 大澤 敏夫	078-322-6791
建設局 河川課長 三木 敦史	078-595-6370

II. まちの活力の創出

II-5. 広域幹線道路ネットワークの機能強化

» 県土整備部

1) 大阪湾岸道路西伸部の事業促進に向けた国・阪神高速道路(株)への働きかけ

○ 早期供用に向けた事業費の確保

- ・平成30年12月の着工後概ね10年での供用に向けて、十分な事業費の確保を行うこと

○ 事業実施における沿道地域や港湾活動等への配慮

- ・沿道地域の方々に対する丁寧な対応を行うこと
- ・海上部での航行の安全確保等をはじめとする、港湾活動への配慮を行うこと

○ 「みなと神戸」にふさわしい景観の創出

- ・海上長大橋を新たなランドマークとして、みなと神戸にふさわしく、神戸、さらには関西を代表する景観を創出すること

○ 整備加速に向けた財政投融資の活用及び直轄高規格幹線道路並みの地方財政措置の導入

- ・大阪湾岸道路西伸部への財政投融資の活用を行うこと
- ・直轄負担金の起債に対し、直轄高規格幹線道路並みの交付税措置を行うこと

2) 神戸西バイパスの事業促進に向けた国・西日本高速道路(株)への働きかけ

○ 早期供用に向けた事業費の確保

- ・自動車専用部及び一般道路部の早期・同時供用に向けた事業費の確保を行うこと

3) 都市活動を支える幹線道路の事業促進に向けた国への働きかけ

○ 国道 175 号（神出バイパス）の早期供用に向けた事業費の確保

- ・ 暫定 2 車線及び未整備区間の早期供用に向けた事業費の確保を行うこと

○ 新神戸トンネル南伸部の具体化に向けた支援

- ・ ミッシングリンクとなっている国道 2 号～港島トンネル間について、事業具体化に向けた検討を進めていくこと

4) 高速道路を賢く使うための料金体系の実現に向けた国への働きかけ

○ 幹線道路沿道の環境改善や都心迂回促進等に資する戦略的な料金の導入

- ・ 高速道路ネットワーク全体の有効活用を図るため、都心を通過する交通についても、ルートに関わらない同一料金の対象とするなど、高速道路を賢く使うための料金を実現すること
- ・ 一般道路で慢性的に発生している渋滞の解消等のため、さらなる高速道路の利用促進に必要な料金低減を図ること

1) ~ 4)	建設局 湾岸・広域幹線道路本部 推進課長 武田 史郎	078-595-6440
3) 4)	建設局 道路計画課長 清水 陽	078-595-6410

II-8. グリーン社会の実現

»企画県民部、農政環境部、県土整備部

1) 脱炭素社会の実現

○ 2050年カーボンニュートラルに向けた取組み

- ・2050年カーボンニュートラルの達成に向け、地域の脱炭素化を促進するための支援策を、より一層充実・強化すること
- ・改正地球温暖化対策推進法により、県が新たに定める再生可能エネルギー導入「促進区域」の設定に関する基準について、本市の自然環境・社会的条件に応じた環境の保全に配慮して策定すること
- ・電気自動車の普及に向けて、県内の急速充電設備等のインフラ整備を推進すること

2) 水素エネルギーの利活用促進

○ 燃料電池バスへの財政支援の拡充

- ・水素の普及促進を先導していくため、燃料電池バスに対する財政支援を拡充し、事業者負担を軽減すること

3) 「県民緑税」を活用した都市緑化事業の推進

○ 高質なまちなみを実現するための緑化事業への財政支援の拡充

- ・県の顔としてふさわしい品格あるまちなみを実現するため、駅前広場・街路・公園などの公共空間において、市が事業主体となる高質な緑化事業・維持管理に対して、有効に活用できる柔軟な支援スキームを構築すること

1) 環境局 環境保全部 環境都市課長 甲本 博幸	078-595-6211
環境局 環境保全部 環境保全指導課長 中西 寛光	078-595-6220
2) 企画調整局 エネルギー政策課長 秋田 大介	078-322-6559
3) 建設局 公園部 計画課長 福田 英明	078-595-6460

Ⅲ. 安全・安心なまちづくりの推進

Ⅲ-1. 防災対策の推進

»農政環境部、県土整備部

1) 総合的な土砂災害対策の積極的な推進

○ 土砂災害特別警戒区域等の指定更新及び移転支援事業の拡充

- ・土砂災害防止法では5年毎に基礎調査を行うこととされていることから、必要な調査及び指定の更新を行うこと
- ・土砂災害特別警戒区域からのさらなる移転促進を図るため、県の住宅・建築物土砂災害対策支援事業について、移転先住宅の建設購入費助成における要件緩和や、借家への移転支援を追加するなど、事業を拡充すること
- ・移転跡地の管理保全の手法がない状況であるため、移転跡地を防災上、公的に管理できる制度を新たに設計すること

(参考) 住宅・建築物土砂災害対策支援事業(県)

土砂災害特別警戒区域から移転する場合の費用支援

- ・対象：区域内にある構造基準に適合していない住宅(既存不適格住宅)を移転し代替家屋の建設を行う者
- ・内容：①既存住宅の除去等に要する費用
②既存住宅に代わる住宅の建設に要する費用を借入れた場合における利息に相当する額

○ 砂防・急傾斜地崩壊対策・治山事業を積極的に推進するための事業費の確保及び採択要件の緩和

- ・砂防堰堤等の砂防施設整備、がけ崩れ対策である急傾斜地崩壊対策事業、及び山腹崩壊対策である治山事業をより一層推進するための事業費を確保すること
- ・砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業における戸数要件の緩和等の採択要件の緩和を行うこと

(参考) 県単独砂防施設改良事業の採択要件

- 砂防事業
 - ・砂防指定地内
 - ・国補助事業以外で優先度の高い堰堤
- 急傾斜地崩壊対策事業
 - ・がけ地の傾斜度30度以上
 - ・高さ5m以上
 - ・保全対象人家5戸以上

○ 六甲山系グリーンベルト整備事業の計画的な推進

- ・現在事業中である中尾谷ブロック、塩屋谷ブロックの早期完了、及び未着手である追谷ブロックの早期事業化を行うこと

○ 六甲山系等における森林整備の推進

- ・ 県民緑税を活用する「災害に強い森づくり事業」の事業費の確保及び積極的な事業推進、市が実施する事業への財政支援の拡充を行うこと
- ・ 林野庁所管の補助事業の採択及び事業費確保については県の支援協力が必要であるため、林野庁事業の採択に向け継続的な国への働きかけを行うこと
- ・ 森林環境譲与税を活用した森林整備、発生材の有効活用及び市内事業者の育成等の事業に関する専門的・技術的支援を行うこと

2) 河川の治水安全度向上及び住民の迅速な避難のための取組みの推進

○ 都市基盤河川改修事業費の確保

- ・ 河川の氾濫防止や地域住民に密着した都市河川の整備を引き続き促進し災害に強い安全なまちづくりを実現していくため、二級河川（妙法寺川・伊川・櫛谷川）における都市基盤河川改修事業にかかる事業費を確保すること

(参考) 都市基盤河川改修事業の状況

- ・ 進捗率 約 60%
- ・ 残事業量 妙法寺川約 3.2km、伊川約 3.3km、櫛谷川約 3.9km
- ・ 事業費（国費内示額） 令和3年度 381百万円（127百万円）
令和2年度 549百万円（183百万円）

○ 浸水が想定されている河川の河道改修や流域対策の推進

- ・ 洪水浸水想定区域（計画規模）において浸水が想定されている 35 河川のうち、「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」が未策定である表六甲河川等について、これらを早期に策定し治水安全度を速やかに向上させること

(参考) ○洪水浸水想定区域（計画規模）のある河川の計画策定状況

- ・ 河川整備基本方針：28/35 河川（10/17 水系）で策定済
- ・ 河川整備計画：20/35 河川（10/17 水系）で策定済

○ 水位周知河川の指定の拡大

- ・ 市内で水位周知河川に指定されている 15 河川以外で表六甲河川など流域に人口や資産が集中する河川において、周辺住民の円滑な避難や、より迅速な水防活動のため、水位周知河川の指定拡大を行うこと
- ・ 水位周知河川の指定が困難な河川については、防災情報の積極的な提供及び充実を図ること

3) ため池の防災対策の推進

○ 防災重点農業用ため池の整備事業の推進

- ・ 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の整備に関する特別措置法に基づき、令和3年3月に策定された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」の着実な事業推進に向けて、必要な事業費を確保すること
- ・ 防災重点農業用ため池の整備を効率的に加速させるために、防災重点農業用ため池緊急整備事業について、調査計画は市、設計工事は県となっている役割分担を見直し、国補助事業の採択申請を行う県が一括して事業主体として行うこと

4) 災害時における道路ネットワークの機能強化に向けた国への働きかけ

○ 災害時の交通マネジメントによる有料道路への弾力的な料金の導入

- ・ 被災した一般道路が復旧するまでの間、規制等により渋滞している区間と並行する高速道路の代替区間のみ利用する車に限り、通行料金を低減する制度を導入すること

1) 建設局 防災課長 小池 信司	078-595-6350
建設局 六甲山防災担当課長 伊賀 元泰	078-595-6351
2) 建設局 河川課長 三木 敦史	078-595-6370
3) 経済観光局 農林土木担当課長 金山 和義	078-984-0366
4) 建設局 道路計画課長 清水 陽	078-595-6410